

はままつ新事業創出資金調達促進事業（債務保証＋交付金）のご案内

「既存事業と新規事業の両立（両利きの経営）を目指して」

～浜松市内中小企業の新事業展開を中長期視点に立ち資金調達を支援します～

本事業の利用を検討される方には、機構から関係資料をメール送信します。

関係資料を希望される方は、下記メールアドレスまで「資金調達促進事業関係資料希望」と明記の上、メールをお願いします。

E-mail:jigyo@hai.or.jp

募集期間：令和7年4月14日(月)～4月30日(水) ※17:00 必着

問 合 先：(公財)浜松地域イノベーション推進機構 事業支援 G

担当:金原・寺田

TEL:053-489-8111 FAX:053-450-2100

E-mail:jigyo@hai.or.jp

詳 細：<https://hai.or.jp/>

## V 進捗管理・モニタリング

本事業の円滑な進捗を実現するため、中小企業及び金融機関、イノベ機構が一体となってプロジェクトチームになり定期的にプロジェクトの進捗管理や伴走支援を行います。そのほかに進捗状況のモニタリングを行います。

### 1.進捗会議(プロジェクトチーム)

プロジェクトの進捗管理や伴走支援を行います。毎年度、四半期ごと開催します。

### 2.モニタリング

地域企業の事業進捗状況のモニタリング(事業進捗・融資返済・交付金執行等の確認・指導)を毎年度1回行います。

## VI 事業成果に伴う地域貢献『成功返還型(寄付)』

本事業の先行・成功企業が次なる新事業にチャレンジする企業の事業サポートを行うことにより、その後、次々と新事業にチャレンジする企業が生まれ育つ「地域イノベーションエコシステム」の構築を目指します。

交付金事業を受けた企業は、債務保証事業終了時点で一定以上の成果が見込まれる場合は、交付金の全部又は一部に相当する金額を本事業の資金として機構へ寄付をお願いするものです。

### 寄付基準

次の全てに該当する場合

- ア. 企業本業の「営業利益」が黒字の場合(決算直近3期の累計が黒字の場合)
- イ. 新事業の売上額の累計が交付額の10倍以上に達した場合
- ウ. 寄付額の基準

- (ア) 新事業の売上額が20倍以上の場合 → 交付額の全額
- (イ) 新事業の売上額が10倍以上の場合 → 交付額の半額

## VII スケジュール

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目
公募	4月							
審査委員会	審査・採択							
債務保証	契約 融資実行							融資終了
交付金	1回目		2回目					
進捗会議	4半期1回	4半期1回	4半期1回	4半期1回	半期1回	半期1回	半期1回	
モニタリング		1回	1回	1回	1回	1回	1回	※10年目まで実施
事業成果 審査委員会			交付金 1回目		交付金 2回目			債務保証 判定
寄付								寄付

## はままつ新事業創出資金調達促進事業のご案内

「既存事業と新規事業との両立(両利きの経営)を目指して」

～浜松市内中小企業の新事業展開を中長期的視点に立ち資金調達を支援します～

浜松市内の基幹産業である自動車部品のEVショック、

電動化の進展に伴うエンジン部品製造など中小企業のビジネス減少に対応するため、

中小企業には「既存事業の深化」と「新規事業開発(探索)」が求められます。

一方、こうした活動には5～10年の期間と多額な資金が必要となります。

公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構では、

中小企業の新たな活動に必要な資金調達を支援します。



# I はままつ新事業創出資金調達促進事業

## 1.趣旨

「既存事業」と「新規事業」との両立(両利きの経営)を目指して地域中小企業が新事業展開の取り組みを進めるには、「魔の川(製品化の壁)や死の谷(事業化の壁)」を克服する必要があります。公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構(以下「イノベ機構」)は、はままつ新事業創出資金調達促進事業【債務保証+交付金】(以下「本事業」)により、新規事業展開を目指し研究開発(高度な技術・製品開発)等を実施する浜松市内の中小企業に対して、中長期間の新たな資金調達スキームを提供します。

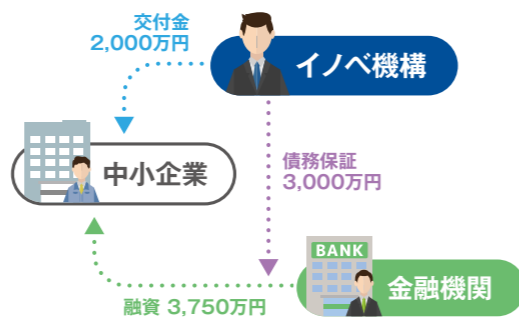


# II 債務保証

## 1.対象事業者

浜松市内に本社又は主たる事業所若しくは研究所を有する中小企業であって、次の全てに該当する者

- (1) 新技術の開発能力並びに新事業展開に必要な技術的能力及び経営能力を有する者
- (2) 製品に関する研究開発を浜松市内で中心的に実施する予定である者



## 2.対象事業

- (1) 新規事業展開に向けた必要な研究開発(高度な技術・製品開発)
- (2) 研究開発の展開領域は、下図の「新市場開拓」「新製品開発」のいずれかに該当するもの

## 3.融資額

上限額：3,750万円(イノベ機構債務保証額 3,000万円) 下限額：1,250万円(イノベ機構債務保証額 1,000万円)

## 4.対象経費

研究開発のために必要な調査研究費、設計費、設備費、試験費、試作費等

## 5.保証期間

7年以内

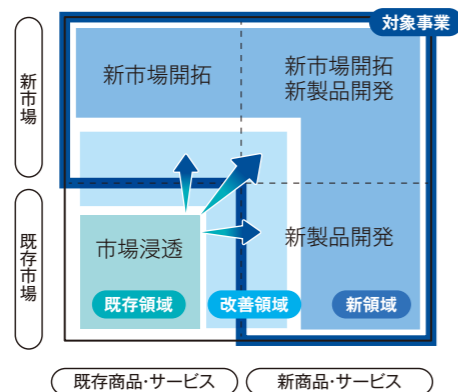
## 6.債務保証料

0.9%

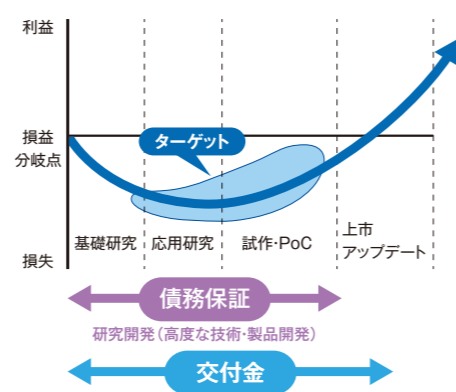
## 7.融資実行時期

申請年度の7月頃

### ■ 対象事業の展開領域



### ■ 債務保証の実施タイミング



# III 交付金

## 1.対象者

債務保証に申請する事業者 ※交付金のみ申請は認められません

## 2.対象事業

- 債務保証の対象事業(新規事業展開を目指した研究開発)
- 債務保証事業に関連する販路開拓及び市場投入に関する事業

## 3.交付金額

上限額：2,000万円 ※債務保証額に応じて交付金の額を決定  
※交付金の額=2,000万円×利用する債務保証額/3,000万円(10万円未満切捨て)

## 4.交付時期

- 2回に分けて交付
- 債務保証開始年度(1年目)は7月、2年経過した年度(3年目)は5月頃

## 5.対象経費

- 売上原価・製造原価(仕入代金、材料費、外注委託費、労務費等)
- 販売費及び一般管理費(人件費、消耗品費、旅費、研究開発費等)
- その他固定資産取得費(土木・建築工事費、機械装置等製作・購入費、改造修理費等)

※対象外経費は、借入金の返済、投資金、出資金、交際費、食料費、寄付金、賠償金等  
※人件費は、当該研究開発費等に携わる浜松市内での活動に該当する人件費が対象  
※外注加工費及び人件費の上限は、交付決定額のそれぞれ2分の1まで

# IV 申請から採択までのスケジュール

令和7年3月21日(金)~4月11日(金)	事前相談
4月14日(月)	公募開始
4月30日(水) 17時	公募締切
5月20日(火) (予定)	審査委員会
6月下旬	採択事業者決定
7月中旬	融資実行・交付金交付

### ■ 申込から融資実行・交付金交付までの流れ

